

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 31 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47 カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

保医発 0131 第 3 号
令和 7 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 2 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別添 1 の第 2 章第 13 部第 1 節第 1 款 N O O 5 - 4 (1) を次のとおり改める。

- (1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。
- ア 固形癌における抗 P D - 1 抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助
 - イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助
 - ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助
 - エ 子宮体癌における P A R P 阻害剤の適応判定の補助

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第12部 (略) 第13部 病理診断 1～9 (略) 第1節 病理標本作製料 N000～N005-3 (略) N005-4 ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 (1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 ア 固形癌における抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助 イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助 ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助 エ <u>子宮体癌におけるPARP阻害剤の適応判定の補助</u> (2)～(4) (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第12部 (略) 第13部 病理診断 1～9 (略) 第1節 病理標本作製料 N000～N005-3 (略) N005-4 ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 (1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 ア 固形癌における抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助 イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助 ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助 (新設) (2)～(4) (略)

N O O 5 - 5 (略)	N O O 5 - 5 (略)
第 2 節 (略)	第 2 節
第 14 部 (略)	第 14 部 (略)
第 3 章 (略)	第 3 章 (略)